

日本共産党議員団の成宮まり子です。通告に従い、知事ならびに関係理事者に伺います。

府立文化芸術会館の存続・発展へ府が役割を果たせ

【成宮議員】まず、京都府立文化芸術会館の存続・発展についてです。

文芸会館は1970年の開館以来、演劇や音楽などさまざまな舞台のための専用ホールと、美術・工芸の展示室などを併せ持ち、府民の文化芸術活動の拠点として親しまれ、府内外の関係者からも高い評価を得てきました。ところが本府は、「北山エリア」開発で旧・総合資料館跡地等に建設する「シアターコンプレックス」に、文芸会館や、閉館を強行したことも文化会館の「機能を継承する」としています。

これに対し、「文芸会館が廃止されるのではないか」との不安が利用者などに広がり、舞台芸術関係者を中心にした「文芸会館の未来を考える会」が、10月30日、会館の存続を求め、約6500筆の署名を知事宛てに提出されました。全国に賛同者が広がり、俳優で無名塾主宰の仲代達矢さん、劇団民藝代表の奈良岡朋子さん、狂言師の茂山あきらさん、劇作家・演出家で今秋の褒章も受賞されたマキノノゾミさんらから、存続を願うメッセージが寄せられています。

茂山あきらさんが、「京都民報」にも登場され「若手を育てたり京都独自の文化を育てる役割を担ってきた文芸会館は、プロモーターがよそから有名芸術家を呼んできてチケットを売るだけの単なる貸し館ではない」と言っておられる通り、開館当初から、府民のための自主公演企画、地元劇団共同の「府民劇場」、アマチュアの指導などを積み重ね、若い才能を育てて全国や世界へ送り出してきたのです。40年以上続く「Kyoto 演劇フェスティバル」の実行委員会メンバーは、「文芸会館のスタッフさんとの関係で裏方の技術を学ぶことができた。アマチュアにもプロの技術を伝え、京都全体の芸術表現を引き上げ、作品を観賞する子どもたちを育ててきた。まさに公共の文化施設の役割だ」と言っておられます。会館の運営は、現在、京都文化財団と民間との共同事業体ですが、スタッフや技術はほぼ継続・継承され、スタッフの長年の蓄積が、京都の文化とその担い手を育てる土台となっているのです。

舞台関係者だけではなく、署名提出の報道を受け、文芸会館の存続を求める世論と運動はさらに広がり、私もこの1カ月間に200名近い方から直接、署名と願いを託されました。

美術家のみなさんは「文芸会館の展示室は広くて天井が高く、1・2階を借りても約16万円と安い。京都市美術館は別館でも約26万円もかかる。京都の多くの美術団体が、会場確保や料金値上げに困っているなか、文芸会館は本当に貴重」だと、書家の方からは「立地も良く、書展にもかけがえのない場所です」との声が寄せられています。地元地域でも、ある男性は「毎年の新春落語会を楽しみにしている。自分は片目を失明し、仕事は非正規で生活に余裕はないが、文芸会館は安い料金で良い落語を見られる。人生の一番の楽しみなんや」と話されました。

文芸会館を作った故・蜷川知事は、「文化芸術は平和のシンボル、人々の祈りの歴史であり、人生を豊かにする人間の働き」と言われたそうですが、まさに多くの府民にとって、人生を豊かに生きる喜びの場となってきたのだと感じます。

そしていま、長引くコロナ禍の下、目の前で繰り広げられる生のお芝居や演奏に心を揺さぶられたり、美術作品と向き合って想いを巡らせたり、そんな時間や空間を多くの方が求めています。とりわけ、子どもたちにそういう体験を、と多くの府民が願っているのではないのでしょうか。

そこで伺います。文芸会館は、単なる「貸し館」でなく、評価の高い舞台や専門スタッフらの技術継承により、子どもや若者、アマチュアをはじめ、京都の文化とその担い手を育てる役割を歴史的に担ってきています。スタッフの技術継承、雇用継続のためにも、現在の場所で必要な改修などを行い、公共の文化施設として存続、発展させる責任を、本府が果たすべきです、いかがですか。また、ホール、展示室・和室など文芸会館の全体が、多くの府民や文化団体が安価で利用できる貴重な場であり、コロナ禍の下、その役割はいっそう重要だと考えますが、いかがですか。

【知事：答弁】府立文化芸術会館についてでございます。府立文化芸術会館は古典芸能や舞踊、演劇等の舞台芸術や美術・工芸の鑑賞機会を市民に提供する場でありますとともに、文化芸術活動の拠点として親しまれているところでございます。約 400 名収容のホールは演者と観客が近く一体感が醸成され、公募で選定された指定管理者のスタッフの技術とともに、公演の主催者や利用者から好評を博しているところでございます。しかしながら施設は、昭和 45 年に開設後、50 年以上経過し老朽化が進んでおり、舞台設備等の修繕を行ってまいりましたが、建物の躯体の耐用年数を考えると、施設設備の抜本的な改修を行ったとしても、中長期的には施設の継続利用が困難となることが想定されるところでございます。このため、京都府といたしましては、北山エリアにおいて文化芸術会館や京都子ども文化会館の機能継承を念頭に、舞台芸術、視覚芸術の拠点施設の整備をめざしており、現在、有識者による意見聴取会議での専門的な視点からの御意見やワークショップ等を通じた府民の皆さまや利用者からの幅広いご意見をいただいているところでございます。新たな施設の整備については、いただいたご意見を踏まえて施設の機能や舞台芸術など、文化芸術会館や京都子ども文化会館の優れた部分を継承いたしますとともに、今の時代に求められる新たな機能を付加しながら京都の文化芸術活動の拠点として、充実・発展させてまいりたいと考えております。

【角田文化政策監：答弁】府立文化芸術会館の役割についてでございます。府立文化芸術会館は、演劇、古典芸能、舞踊、音楽などの舞台芸術と美術、工芸などの視覚芸術の両方の機能を合わせ持つ文化施設として昭和 45 年 1 月に開設されたものでございます。初期については、様々な舞台芸術に対応するホール他、小規模な公演や美術・工芸の展示会などに利用可能な展示室や会議室を併設しており、利用しやすい料金設定によりプロ、アマチュアを問わず幅広い方々に利用いただいております。

新型コロナの影響前は、年間約 15 万人から 18 万人が利用していただいております。新型コロナ禍の令和 3 年度においてもホールの利用率が 70%を超え、幅広い方々に利用いただくなど、府民や文化芸術団体の鑑賞や発表の場として重要な役割を果たしているところでございます。一方で、文化芸術会館が今後こうした役割を吸収して継続して担うためには施設設備の大規模改修が必要であり、多額の改修費も予想されることや改修を行う場合は長期間の休館等も伴い、会館を利用いただいている多くの方々の文化芸術活動に大きな支障を及ぼすことも想定されるところでございます。このため、北山エリアにおいて、文化芸術会館が担ってきた府民や文化芸術団体の鑑賞や発表の場としての機能を継承する新たな文化芸術活動の拠点となる施設の整備を進めてまいりたいと考えております。

【成宮議員：再質問】答弁でも、歴史的に大きな、また多様な役割を果たしてきたのが文芸会館であることが明らかになりました。それで、50 年経過していて老朽化していて抜本的な改修が困難だとか、大規模改修が必要になるという答弁でしたけれども、不可能ではないわけです。

文芸会館の利用者のみなさん、専門家、関係者のみなさんは、歴史的な役割の大きい文芸会館は、「北山エリア」がどうなるうとも現在の場所で文芸会館を存続し、改修、充実してほしいと願っておられるわけです。私は、この願いに応じて引き続き市街地中心の良い立地に専門スタッフを置き、学生やアマチュア、府民誰もが文化芸術に安価に親しむことができ、「さすが京都やなあ」と言っていただけるよう、そういう役割を知事が役果たされれば良いと思うのですが、もう一度お答えください。

もう一点です。今コロナ禍のなかでこそ本当に文化・芸術に資する本府の役割が問われていると思います。先日、親子演劇会にとりくむNPOの方が、「3年ぶりに観劇会を開催したら、びっくりするほど多くの親子から申し込みがあり、かつてなく喜ばれたんだと。コロナ禍でネットやゲームが流行っているけどやっぱり生のお芝居を見たい、子どもに見てほしいと思っておられるんやね」と言っておられました。いま、コロナ禍を通じ、「文化芸術は必要不可欠」と多くの方々が願いを強めている時ですから、その器となる文芸会館をはじめとした府立の文化施設を存続・充実し、必要な費用も含めて本府が責任を持つことこそ府民への役割を果たしていく道だと考えます。いかがですか。

【知事：再答弁】現在の敷地の中におきまして、大規模改修を行った場合でも多額の費用が要するわけですが、建物の躯体の耐用年数を考慮いたしますと、十数年程度の使用にしか耐えられないということが想定されます。しかも工事期間が長期に及ぶということもございまして、今回のこの文化芸術会館の継承にあたりましては、当然、今もっている文化芸術会館の良い面は受け継ぎながら現在の舞台芸術、書家芸術に求められる新しい機能も、新たに付加した上で新たな施設の整備として検討していくことが現実的な対応だと考えております。コロナ禍において、文化芸術の役割が非常に大きいということは、私も成宮議員との認識において変わりはありません。

【成宮議員：指摘要望】工法や期間等について難しいとおっしゃいますが、不可能ではないんです。コロナ禍で本当に府民の文化芸術への願いに応える、その役割を果たそうと思ったら、この問題で財政的な保証についてもしっかりと責任を果たしていく、文芸会館を残すために取り組んで行くことが必要だというふうに改めて指摘をしたいと思います。

昨年、利用者の声を聞かずに廃止を強行したことも文化会館については、老朽化、耐震問題、重大な問題があったものを、必要な財源などを府が責任を果たしてこなかった。こういうことを絶対くりかえしてはならないし、文芸会館は現在の場所で存続し、老朽化対策や修繕、抜本的な改修も府が研究し責任を果たすよう強く求め次の質問に移ります。

会計年度任用職員の雇用の継続・安定、賃上げを

【成宮議員】次に、コロナ禍と物価高騰の下、貧困と格差の拡大、特に女性にその矛盾が集中し、非正規労働者の処遇改善や地位向上、ジェンダーギャップの是正が待ったなしとなっています。これに関わり、2つ伺います。

1つは、会計年度任用職員の雇用の安定、賃上げについてです。

府内の自治体で働く会計年度任用職員は1万8600人。京都自治労連が、そのアンケート結果を発表しています。回答は16自治体545人から寄せられ、正規職員の補助的業務にあたる方は47.4%、補助的業務ではない仕事の方は41.3%、勤続年数では「5年以上」が約6割を占め、年収は「200万円未満」が53.4%にも上っています。

本府の会計年度任用職員は 1616 人。専門職で、消費生活相談センターや婦人相談所の相談員などはじめ、最前線で府民を支えておられる方々から「1年ごとの任用で、やりがいと使命感を搾取されているよう」など声が寄せられています。相談員が非正規で雇用が継続されないということは、相談を受ける府民にとっても大きな損失となります。また、制度運用から3年めとなり、公募によらない任用の最終年度を迎え、来年度の任用には再試験受験が必要となり、「今年度末で雇い止めとなるのでは」と雇用不安がいま広がっています。

この問題について、参議院厚生労働委員会でわが党の倉林明子議員は、民間労働者では労働契約法第18条で、有期労働契約5年を超える労働者は、期間の定めのない労働契約に転換できる制度があり、公務員にも適用すべきと求めたところです。現行の労働契約法は、会計年度任用職員は適用除外ですが、一定期間、継続してきた場合は任期の定めのない職員として位置付けるしくみを確立すべきと考えます。

そこで、会計年度任用職員の雇用継続について、国に制度化を求めるとともに、本府としてもとりくむべきと考えますが、いかがでしょうか。

そもそも、公務労働に非正規が拡大され、「官制ワーキングプア」との批判が高まる中で、会計年度任用職員は、勤務時間が1日30分短いだけで「退職手当」も出ず、とりわけ今年は、正規職員は民間にならない一定の給与引き上げがされますけれども、会計年度任用職員は、今年度は対象とならず、「一時金」も勤勉手当の制度がないため、引き上げにはなりません。

さらに、会計年度任用職員の多数を女性が占めており、本府でも約6割、950人が女性の方です。この制度が、不安定雇用やジェンダーギャップを固定化する構造的な問題を抱えています。ここにメスを入れ、賃金の大幅な引き上げ、任期の定めのない安定した雇用とするなど、抜本的な制度の見直しが必要と考えますが、いかがでしょうか。

業者婦人の地位向上へ、所得税法第56条廃止を

【成宮議員】もう一つ、業者婦人の地位向上に関わる所得税法第56条の廃止について伺います。

所得税法第56条は、事業主の配偶者や親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない、としています。続く第57条とあわせ、妻などの働き分は事業主の所得となり、白色申告事業者は、妻は年間86万円、それ以外の家族は年間50万円が控除されるのみで、事実上のタダ働き、実労働時間で見れば最低賃金からもかけ離れています。

「女性や家族の働き分を、賃金として認めよ」と、全国商工団体連合会・婦人部協議会のみなさんらが、もう数十年に渡り、ねばりつよく運動を繰り広げてこられました。

1980年代の国連・世界女性会議への代表派遣、日本婦人団体連合会や日本女性差別撤廃条約NGOネットワークとともに国連への意見書の提出、国連女性差別撤廃委員会にも代表を派遣され、ついに2016年に、女性差別撤廃委員会は日本政府に対し、「女性の経済的自立を妨げている」とジェンダー平等の観点から「所得税法の見直し」を勧告しました。世界でも、こうした規定の見直しが、アメリカ、ドイツ、イギリス、フランスその他諸国に広がっています。

国内でも「妻や家族の働き分を賃金として認めないのは、人権問題」との世論と運動が広がり、税理士団体や日本弁護士連合会などが廃止や見直しを求める意見書を発出し、地方議会でも563議会で意見書が採択され、府内では八幡市、京田辺市、城陽市議会であがっています。国会には、今年も婦人団体連合会などが8万5千人分の署名を提出しています。

そこで、所得税法第56条について、国連女性差別撤廃委員会の勧告をはじめ、見直しを求める動きを

どう受けとめておられるでしょうか。業者婦人や家族の地位向上のため、憲法にもとづく「両性の平等」、ジェンダー平等の観点からも、国に廃止を求めていただきたいと思いますと考えますが、いかがでしょうか。

西京区・洛西ニュータウン病院の存続・充実、地域医療体制の確保を

【成宮議員】最後に、西京区・洛西ニュータウン病院の存続・充実、洛西地域の医療提供体制について伺います。

洛西ニュータウンは、いまから半世紀近く前に、京都市の地下鉄延伸計画と一体に開発された大規模住宅団地です。しかし何年たっても地下鉄は来ず、人口は当初の4万人から半分近くになり、交通不便、少子化・高齢化、買物難民など、住民が安心して住み続けられないような課題が次々と浮上しています。

そんななか、今年初めに、洛西ニュータウン病院の婦人科が閉科される予定だということが、病院の労働組合から住民に知らされました。驚いた住民、特に女性のみなさんらが、「婦人科がなくされたら困る」と、病院労組とともに「洛西の医療をよくする会（準備会）」をつくり、閉科中止を求める署名約900筆を集め、病院や京都市への要請にとりくんでこられました。けれど残念ながら、3月末、婦人科は閉科されてしまいました。

しかしその後も、住民の間で「高齢化が進むなか、病院そのものがなくなりほしくないだろうか。診療科の充実やリニューアルこそ望みたい」「地域の開業医も相次いで廃業されるなど、身近な場所で医療が受けられなくなりそうで不安」などの声が広がり、10月30日、「洛西の医療をよくする会」が100人の住民の賛同で正式に発足しました。いま、ニュータウンを含む洛西7学区で住民医療アンケートにとりくみ、行政への要望などをめざしておられます。

洛西ニュータウン病院は、1982年に京都市と関西医科大学と協定により、大規模団地の住民の医療確保のための総合病院として開設されました。そこに至る10年前、京都市が京都府医師会などに依頼し、洛西医療問題研究会が組織され、ニュータウンの人口構成や医療需要、必要な医療施設などを調査・研究し、病院建設を含む医療計画の実行に、自治体が責任を果たすべきとした報告書がまとめられています。これにもとづき、洛西ニュータウン病院が開設され、その後、経営はシミズ病院グループに移りましたが、洛西地域の中核病院として40年、住民になくてはならない存在となっています。

そこで、洛西ニュータウン病院の存続と充実、洛西地域の医療提供体制の確保へ、京都市や医師会などと連携し、本府としても公的役割を果たしていただくべきと考えますが、いかがですか。

【林田職員長：答弁】会計年度任用職員についてでございます。会計年度任用職員につきましては、全国統一的な基準により適正な勤務条件を確保する趣旨で地方公務員法が改正され、令和2年度から導入されたものであり、現在知事部局では約1600名を任用しているところであります。雇用継続についてでございますが、公務員の採用は公正な競争試験によることとされているため、会計年度任用職員を任期の定めのない雇用とすることはできませんが、全国統一的な基準を定めた国のガイドラインに基づき実施しているところであり、再度の任用は国の取り扱いに準じて能力の実証を行った上で、連続2回までは公募にならない任用を行っているところであります。今年度末で制度導入後3年が経過することから、来年度の任用にあたっては多くの配置箇所でも公募を行うこととなるため、雇用継続を希望される方の不安解消に少しでもつながるよう、例年よりも早い時期に配置箇所を提示し、速やかな公募が実施できるよう取り組みを進めますとともに、適正な変更を行っていきたいと考えております。また会計年度任用職員の処遇につきましては、制度導入時に新たに期末手当が支給できることとなったことから、京都府

におきましても常勤職員と同じ支給月数の期末手当を支給しているところであり、大幅な処遇改善を図ってきたところでもあります。全国統一的な制度として運用が始まっている中、京都府が独自の措置として抜本的な見直しをすることは困難であると考えておりますが、現行制度下であっても本年の給与改定につきましては、人事委員会勧告通りに改定を実施した場合、京都市内勤務で定型的業務を担う行政職給料表1級17号給の職員で、月額で約4100円、年収で約59000円の引き上げと、来年度には大幅な処遇改善が実現できるものと考えております。会計年度任用職員の皆さんには府政の円滑な運営において、一翼を担っていただいているところであり、今後も国に必要な制度改善や財源措置を求めるとともに、国や他の地方公共団体に遅れることなく勤務条件の改善に取り組んでまいりたいと考えております。

【吉井総務部長：答弁】 所得税法第56条の廃止についてでございます。所得税法第56条は、親族間の恣意的な所得分割による租税回避を防止する観点から、納税者と生計を一にする親族が、その納税者の営む事業に従事したことなどにより対価の支払を受ける場合、その対価の金額は所得の計算上必要経費に算入しないこととする規定であると承知をしております。一方で国連女子差別撤廃委員会が、所得税法が自営業者や農業者の配偶者や家族に対する報酬を事業経費として認めていないため、女性の経済的独立を妨げる影響があることを懸念するとして、所得税法の見直しを検討することを要請していることについても承知をいたしております。この所得税法第56条を含みます税制の在り方につきましては、国の第5次男女共同参画基本計画において、女性が家族従業者として働いている役割に鑑み、事業所得等の適切な申告に向けた取り組みを進めながら、税制等の各種制度のあり方を検討するとされているところです。こうした状況を踏まえまして、所得税法第56条のあり方につきましては、まずは国において検討されるべきものであると考えてございます。

【長谷川健康福祉部長・答弁】 西京区洛西地域の医療提供体制の確保についてでございます。

京都府では、平成29年3月に策定した地域包括ケア構想に基づき、2025年に向けて各病院が地域における医療機能の役割分担と連携などを行うことにより、医療提供体制の充実を図ることとしております。

京都市域では市内を4つのブロックに分け、地元医師会や公立・公的病院、民間病院、京都市等で構成される地域医療構想調整会議において、病院間の役割分担と連携などについて協議していただいているところでございます。洛西ニュータウン病院につきましては、右京区、西京区ブロックの中核となる病院として、この地域に急性期から慢性期までの切れ目のない医療を提供することを自院の役割とされているところでございます。

京都府と致しましては、今後とも調整会議での議論も踏まえ、必要な医療が確保できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

【成宮議員：指摘要望】 まず所得税法第56条についてです。国連からの勧告は承知していると、まずは税制について国において検討いただくということですが、私ぜひ京都から知事に声を上げていただきたいと、あらためて求めたいと思います。

この取り組みを進めておられるある女性、仕事をしておられる業者の方に聞きました。夫と2人でイラストの制作をされているんですけど、「夫婦2人で分業して二人三脚で、どっちかがいなくては仕事が完成しないという仕事をしている。なのに所得税法では夫が事業主で、女性は家計の補助、賃金は認めないとされている。女性の地位は低くて構わないという古い家族観を押し付け縛り付ける、そう

いう不平等をぜひ解決したい」と訴えておられました。私言いたいのはそういう家族分業などの零細な事業者が、京都の経済もずっと支えてきているわけです。ですからぜひ、この業者婦人の声、所得税法56条の廃止へ京都府から声をあげていただくようにあらためて求めたいと思います。

それから洛西ニュータウンの医療確保について、地域医療構想の議論を見ながらやっていくっていうことですが、先ほど紹介しました当時の洛西医療問題研究会の報告書を見ますと、京都市はもちろんですが、京都府の衛生部長からも意見を聴取しているんです。洛西ニュータウンというのは向日市、長岡京市、大山崎町の保健衛生医療にも深い関係がある。だから府医師会、府歯科医師会、府薬剤師会など、京都市をはじめ行政機関が協議をして、住民の参加の仕組みも含めて、自治体がぜひ公的役割を果たすようにということを報告書で強調しているわけです。ですから議論を見守るだけでなく、京都府としてもぜひ住民の医療確保へ、病院の存続へ、積極的な役割を果たしていただくように改めて求めたいと思います。

【成宮議員：再質問】再質問を1点させていただきます。会計年度任用職員ですが、正規職員と一緒に業務にあたっておられたり、専門職として役割を果たしておられるが、その役割についてどう受け止めておられるのでしょうか。また来年度の雇用への不安や、低賃金の実態をどうつかんでおられるのでしょうか。役割や実態をつかんでおられるのなら、3年目以降の雇用継続への手立てや今年度の賃上げの手立てを何らか検討する必要があると考えますが、お答えください。

【林田職員長：再答弁】成宮議員の再質問にお答えをいたします。まず会計年度任用職員と正規職員との役割の違いですが、会計年度任用職員につきましては、非常勤の職員として職にあたっていただいております。任期が1会計年度に限られますことから、その職務の内容それから責任の程度は、常時勤務を要する職員とは異なるものと認識をしております。もう1点、賃金の実態についてでございますけれども、先ほども答弁をさせていただきましたが、今年度の人事委員会勧告をこの会計年度任用職員に適用した場合には、適用の時期は来年度からとなりますけれども、月額で例えば約4100円、それから年収でも約59000円の引き上げと大幅な改善ができるものと考えてございます。今後も国、他府県の状況も踏まえまして、適正に改善を行っていきたいと考えております。

【成宮議員・指摘要望】会計年度任用職員について何か責任が軽いかのように言われたけれども、実態は全く違うと思います。府民の最前線で大事な役割を果たしておられるわけです。それから今年度の賃上げはないでしょう、来年度からでしょう。そして他府県の様子も見てとおっしゃいましたが、他府県や市などでは独自の手立てを賃上げなどとしているところもありますよ。

雇用継続についても3年に限定せずに、いろんな工夫をしているところがありますから。そういう意味では京都府が本当にこの処遇改善だとか、雇用の継続へ何もやらないってことでは本当に大きな問題がある。府として、ぜひこの問題の解決、改善のために何ができるのか真剣な検討と具体化を改めて求めまして、質問を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。